

報告事項 宮崎県国土利用計画審議会運営規程の制定について

令和6年12月20日付けで別紙のとおり運営規程を制定しましたので、報告いたします。

規程の内容は形式的な事項であり、これまでの運営を大きく変えるものではありません。

今後の審議会運営は、宮崎県国土利用計画審議会条例及び宮崎県国土利用計画審議会運営規程に基づき行うこととなります。

宮崎県国土利用計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県国土利用計画審議会条例(昭和49年宮崎県条例第49号)第7条の規定に基づき、宮崎県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会長は、委員が会議の参集場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を利用して会議を開催することができる。

(審議の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、審議事項が土地利用基本計画図の変更に関する事項のみで、かつ、審議事項の数が5件以下の場合、事前に会長と事務局で協議を実施し、会長が了承した場合は、書面により議決することができる。この事項について、会長は、期日を指定し書面により委員の意見を聴き、審議会の議決とすることができる。

2 前項の場合において、指定した期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

3 第1項に規定する議決を行った場合は、会長はその結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

(会議録)

第4条 会長は、会議が終了したときには会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の経過
- (4) 議決した事項

(5) 議決のあった日

2 第3条の規定に基づき、書面による議決を行った場合は、前項第1号中「会議の日時及び場所」とあるのは、「書面の通知日及び意見書の提出期限日」、「議決のあった日」とあるのは、「意見書の提出期限日」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年12月20日から施行する。